

徳島県規則第十一号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立総合看護学校管理規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「この号において」を削り、「の卒業に係る」を「を卒業した者又は卒業することが見込まれる」に改め、同条第三項第二号中「最終学校」を「学校長が指定する中学校又は高等学校」に改める。

第七条第三項中「かわらず、」の下に「学校の」を加え、同項第一号中「学校等」を「高等学校」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、学校の准看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、学校長が定める要件を満たすものについては、学科試験の全部を免除するものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。